

関西医療大学 公的研究費等に係る間接経費についての取扱い

平成 27 年 7 月 23 日学長裁定

(目 的)

第 1 条 関西医療大学（以下「本学」という。）における教職員等が交付された公的研究費等に係る間接経費について適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 公的研究費等の間接経費とは、文部科学省、厚生労働省および独立行政法人日本学術振興会等の公的資金配分機関から配分された競争的研究資金に係る間接経費（以下「間接経費」という。）をいう。

(使用に関する方針)

第 3 条 学長は、本学の研究環境の改善や研究機能の向上に活用するために必要となる経費に間接経費を充当する。

(間接経費の執行)

第 4 条 間接経費は、「競争的資金の間接経費執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省庁連絡会申し合わせ・平成 26 年 5 月 29 日改定）に基づき、適切に執行しなければならない。

(使用実績の報告)

第 5 条 学長は、毎年度の間接経費使用実績について、当該間接経費の配分機関の定めにより、報告を行うとともに、学内で公表する。